

第5章

個人信用情報機関

1 個人信用情報機関とは

果たす役割と情報内容

個人信用情報とは「消費者ローンやクレジットに関する情報」のことで、具体的には契約内容・返済状況などに関する客観的事実の情報のことです。

消費者信用産業界では、それぞれの業態で設立した個人信用情報機関で個人信用情報の収集・蓄積および提供を行うことにより与信判断の適正化や延滞・貸倒れの未然防止に役立てています。

信用情報機関とは「与信業者から提供される消

費者の信用情報を収集、登録および管理し与信業者からの照会に応じて信用情報を提供する機関」と定義できます。収集される信用情報の内容は消費者が金銭の借入をしたりクレジットで商品を購入した際の契約内容(金額など)、支払い状況(延滞など)など客観的事実に基づく借入情報、長期延滞や支払い不能者などの事故情報、破産者などの公的情報などです。

法規制

与信業者は与信に際して信用情報機関を利用することが貸金業規制法および割賦販売法で義務付けられています。また信用情報機関の業務運営・情報の取り扱いなどに関しては、個人のプライバシー保護の観点から事務ガイドラインなどで細かく規定され、

その遵守が求められています。

また、信用情報機関へ個人情報登録や照会・利用するにあたり、利用者の同意を得たうえでを行っています。

2 4つの機関

概要と発展経緯

わが国の個人信用情報機関には、**全国信用情報センター連合会(全情連)**・**全国銀行個人信用情報センター(全銀協)**・**(株)シー・アイ・シー(CIC)**・**(株)シーシービー(CCB)**の4つの機関があります。

会員対象は、全情連は消費者金融会社、全銀協は銀行および銀行系カード会社、CICは信販・カードなどのクレジット会社、CCBは外資系・国内消費者金融会社・信販会社・流通系カード会社などです。

また全銀協、全情連(日本情報センター)、CICの3機関の間では、CRINというシステムで情報交流(異動情報のみ)を行っています。

わが国最初の消費者金融会社による個人信用情報機関は1972年に大阪で設立された(株)レンド

ースエクスチェンジです。その後全国各地に同様のセンターが設立され、1976年にこれらのセンターの連合体として全国信用情報センター連合会(全情連)が誕生しました。

全銀協は、1973年に東京銀行協会が業務開発を行い、1988年に全国の25センターが集まって、情報機関としてスタートしました。

CICは、1984年に(社)日本クレジット産業協会(株)日本信用情報センター(社)全国信販協会の3機関が統合し、1985年に営業を開始しました。CCBは、CICと同様の株式会社組織で1980年に営業を開始しました。(図表41、42)

日本情報センター
個人信用情報の異動情報のみを信販・銀行ローン等他業態とも交換するシステムCRINの全情連側の窓口機関。略称：JIC。

異動情報

いわゆるブラック情報。支払い延滞など、正常取引以外の事故情報。

全情連・全銀協・CIC・CCB

全国信用情報センター連合会(全情連)は、消費者金融会社系の個人信用情報機関で、全国33の独立した情報センターが加盟し連合体として機能しています。現在は「JACIN」(ジャックインソー)と呼ばれる統一システムにより、33センターの情報を一元化し1つのデータベースで会員の照会に応じています。

全情連加盟の会員数は4,808社で、会員には情報の全件登録を義務付ける一方、会員の照会にはリアルタイムで情報を提供しています。保有データ量は1,455万人で、年間の会員からの情報照会件数は約1億6,400万件です(2000年3月末現在)。

また、全情連傘下のJICは官報に公告される破産・失踪に関する公的記録を提供するシステム「PRIS」(プリス)を構築し、全情連の会員社に提供

しています。

全国銀行個人信用情報センター(全銀協)は、全国銀行協会連合会が設置し、会員は銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合など金融機関のほか銀行系カード会社などです。会員数は1,722社、保有データ量は6,817万件です(2000年6月末現在)。

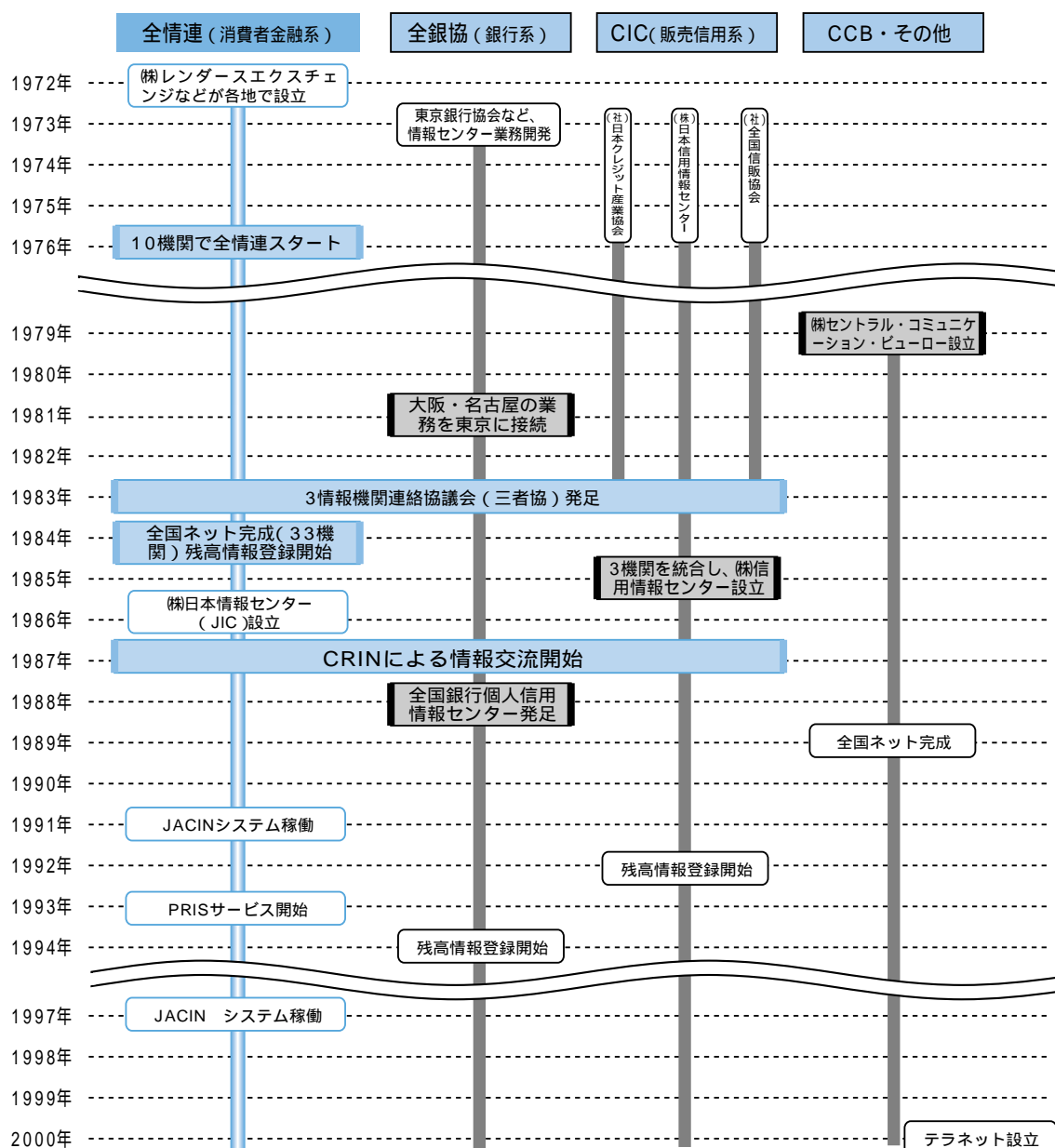
CICは、株式会社組織で、会員は信販会社・クレジット会社・百貨店などです。会員数は924社、保有データ量は1億7,285万件です(2000年3月20日現在)。

CCBは、業態横断型の情報センターで、銀行・信販会社・流通系カード会社などのほかさまざまな業態の企業が会員になっています。会員数は325社、保有データ量は7,411万件です(2000年3月末現在)。

JACIN

全情連が構築した顧客データベース。略称：ジャックインソー

図表41 個人信用情報機関の発展経緯



出典：日本情報センター資料より作成

図表42 個人信用情報機関の概要

(2000年6月末現在)

項目	機関名 全国銀行個人信用情報センター (全銀協)	(株)シー・アイ・シー (CIC)	全国信用情報センター連合会 (全情連)	(株)シーシービー (CCB)
1.組織形態	全国銀行協会連合会が設置し、(社)東京銀行協会が運営	株式会社組織(株主は(株)アプラス、(株)オリエントコーポレーション、(株)クレディセゾン、日立クレジット(株)、(株)丸井など計40社、2団体)	独立した33の信用情報センターの連合会	株式会社組織(株主は、信販会社、銀行系カード会社、流通系クレジット会社、信用保証会社、消費者金融会社など計34社)
2.創立時期	88年10月 各地銀行協会のセンターを統一、2000年10月から新システム稼働)	84年9月(営業開始85年4月)	76年9月	79年8月(営業開始80年4月1日)
3.利用システム (1)会員資格	会員制(利用は会員に限定)	会員制(利用は会員に限定)	会員制(利用は会員に限定)	会員制(利用は会員に限定)
(2)会員数	1,722社・36,630店舗(2000年6月末)	924社(2000年3月20日)	4,808社・11,271店舗(2000年3月末、33センターのべ数合計)	325社・3,109店舗(2000年3月末)
4.保有データ量 登録情報量	約6,817万件(2000年6月末現在、照会記録情報含まず)	1億約7,285万件(2000年3月20日)	約1,456万人(2000年3月末、33センター合計)	約7,411万件(2000年3月末)
5.照会及び回答状況 (1)照会件数(1カ月当たり)	約173万件(2000年6月中)	約1,085万件(2000年3月度、基本サービス(信用照会、信用パッチ照会))	約1,456万件(2000年3月度実績、33センター合計)	約340万件(99年度)
(2)回答率(ヒット率)	約64.8%(2000年6月中)	約95.2%(2000年3月度)	——	約87.0%(99年度)
6.主要回答事項 (1)顧客の識別のための情報	氏名、生年月日、住所、郵便番号	氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、勤務先、配偶者有無	氏名、生年月日、住所、勤務先、性別、郵便番号、電話番号	氏名(カナ及び漢字)、生年月日、電話番号、郵便番号、住所、勤務先、性別
(2)与信に関する情報	取引の種類、消費者ローンの内容(使途、提携区分、貸出・極度設定金額、実行日、最終返済日、貸付残高)	(契約内容に関する情報)契約管理区分、契約年月日、商品名、契約額、支払回数、残債額、契約終了予定日	完済日、貸付件数、貸付金額、貸付残高、取引区分、貸付区分、貸付日、入金日、入金予定日	契約年月日、契約金額、契約形態(無担保信用、不動産担保等)、商品名、支払回数、残債額、本人・保証人区分、完済予定日、アドバイザーサービス情報(集計及びイレギュラーメッセージ)、完済日
(3)事故情報	事故内容(延滞、延滞回収、代位弁済、代位弁済後完済、強制回収、強制退会、強制解約、手形交換所の不渡、取引停止処分)事故日	(異動情報)延滞情報、延滞後入金情報、延滞後完済情報、延滞後解約情報、貸倒情報、代位弁済情報、保証履行情報、カード強制解約情報	延滞、延滞解消、長期延滞、長期延滞解消	延滞中、延滞解消、代位弁済、貸倒償却、カード強制退会、公的資料
(4)その他	苦情受付中のマーク(コード)、照会記録(照会日、内容、郵便番号)	申込情報、苦情調査中コメント、申告情報、公的資料	参考情報(債権回収、債務整理)、サービス情報、本人申告コメント情報、照会記録(照会日、件数)、調査中の注記	照会記録(照会日、内容)、調査中コメント
7.データ保有期間 (廃棄)	!消費者ローンの実行情報は貸出実行期間中および最終返済日から5年間 "その他の情報は、事実発生日から5年間。ただし延滞回収情報、代位弁済後完済情報は、延滞発生日および代位弁済日から5年間 #第1回目不渡情報は不渡手形の交換日から6カ月間 \$照会記録情報は照会日から1年間。なお、会員への提供は3カ月間	!契約情報:契約期間中および取引終了時点(カードの場合は有効期限)より5年間 "異動情報:延滞等(初期異動情報)の発生日より5年間(ただし「貸倒れ」は7年間) #公的資料:破産・失踪宣告は宣告日より7年間 \$申込情報:登録日(照会日)より6カ月間 %申告情報:情報発生日より5年以内	!実行情報:契約継続中および完済日から5年を超えない期間 "延滞、長期延滞:発生日から5年を超えない期間 #延滞解消、長期延滞解消:発生日から1年を超えない期間 \$参考情報:発生日から5年を超えない期間。ただし、完済された場合は完済日から1年を超えない期間	!実行情報:契約実行期間中 "完済情報:完済後5年以内 #事故情報、延滞情報:当該事由の発生日から5年以内(ただし、貸倒れ、破産等については同7年間) \$照会記録:照会日から6カ月以内 %本人申告情報:申告日より5年以内(ただし証明物紛失は1年以内)

出典:『月刊消費者信用』2000年9月号より作成

3. 個人信用情報機関の業態間交流

CRIN(クリン)

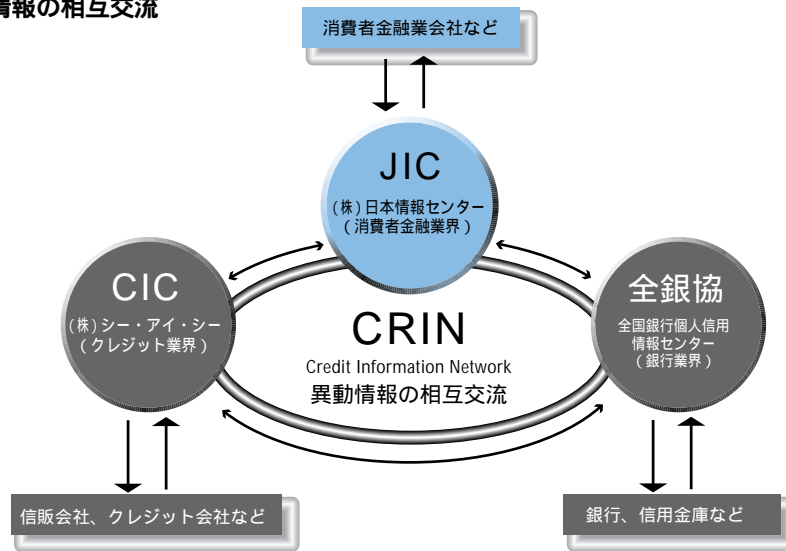
CRINは1987年、全情連・全銀協・日本クレジット産業協会の3機関が大蔵省・通産省の指導を受けて、多重多額債務者の発生防止・過剰貸付の防止などを目的に構築した個人信用情報の交流システムのことです。

3機関が保有する延滞・長期延滞などのいわゆる事故(異動)情報のみを交流するシステムで「CRIN(Credit Information Network)と呼ばれ、

全銀協・全情連系の日本情報センター(JIC)・CICの3機関が運営しています。各機関の会員は加盟する個人信用情報機関を通じて照会することができます。

登録情報を利用するに当たって情報の目的外利用の禁止や秘密保持などについて厳しく規制されています。1998年度のCRIN照会件数は、約5790万件に達しています。(図表43)

図表43 異動情報の相互交流



テラネット

テラネットは2000年12月に新たにスタートした個人信用情報機関です。消費者信用を業とする幅広い業者を対象とし、適正な与信に基づく多重債務者発生防止を目的として設立されました。

加盟社がテラネット情報を利用できるのは、顧客がそのクレジット会社や信販会社に信用供与の申し込みをした場合で、それ以外は利用できません。また利用する際には、顧客から情報を利用する旨の同意を

とることになっています。

テラネットは、加盟会員との間で信用情報の交換業務を行うとともに、全情連加盟33センターとの間で顧客の借入件数のみの情報を対象とする交換業務を行っています。会員対象は信販会社・クレジット会社・百貨店・量販店・銀行系ローン会社・消費者金融会社などで、銀行本体の加盟は認められていません。(図表44)

図表44 テラネットの概要

(2001年2月末現在)

1.組織形態	全国信用情報センター連合会に加盟している33の情報センターが共同出資して設立	(2)与信に関する情報	・全情連データの照会は普通未完残高有件数情報に限る 取引区分、貸付区分、貸付日、最新入金日
2.全国展開の状況	全国	(3)事故情報	カード強制解約(退会含む)、貸倒れ、代位弁済、延滞後解約、債権譲渡、死亡
3.創立時期	99年10月 営業開始2000年12月)	(4)その他	照会記録、本人申告情報
4.会員資格	会員制(利用は会員に限定) 貸金業登録業者、割賦販売業者、ローン提携販売業者、割賦購入斡旋業者などのノンバンク業者	6.データ保有期間	(ア)実行情報: 契約期間中及び完済日から5年を超えない期間 (イ)異動情報: 異動事実の発生日より5年を超えない期間(最長貸倒れ等7年間) (ウ)申込事実: 照会日より6カ月を超えない期間
5.照会のために必要とされる事項 (1)顧客の識別のための情報	氏名(カナ及び漢字)、性別、生年月日、郵便番号、住所(カナ及び漢字)、自宅電話番号、勤務先、勤務先電話番号		

4 個人信用情報機関の違いと課題

情報内容と情報精度

日本にはこれらの4つの代表的な個人信用情報機関がありますが、それぞれの業態が必要とした情報の内容によって、情報機関の違いも生じています。

クレジット業界では本人との対面がない申し込みが多いため、まず第一に必要となるのが本人確認です。このためクレジット業界の情報機関であるCICやCCBでは、申込者が本人であるかどうかをチェックできる機能を重視しています。

消費者金融業界では対面与信が基本のため、本人確認は店舗で行います。自動契約機を利用し

た場合も同様です。情報のなかで特に重視されるのは、他社借入件数と金額です。少額融資のため、借り回りをして高額の借金になっているケースがあるからです。全情連では、借入額そのものを登録する仕組みで、コンピュータ化によって、借入金額が日次に更新されるシステムとなっています。

会員社に対して、情報の範囲については全件登録を、情報の登録頻度については取引発生時の随時登録を義務付けています。また全情連の保有データは随時、名寄せを行い情報精度を高めています。

今後の課題

多重多額債務の防止のため1983年に施行された貸金業規制法において、過剰貸付け等の禁止(第13条)の条項で、信用情報機関を利用し、顧客の借入状況・借入額・返済状況などの調査をすることとしています。

また、情報交流については、1987年に全銀協、全情連、CICによる異動情報交流システム「CRIN」(クリン)がスタートしました。その際、ホワイト情報についての交流も必要と指摘されたものの、この問題は、将来的な課題として残されました。

1998年6月に採択された「個人信用情報保護・

利用の在り方に関する懇談会」(大蔵省・通産省共催)の報告書では、ホワイト情報交流に関し、「ポジティブ情報までの拡張が望ましい」としながらも、情報の質の違いやシステム導入コストなど多くの課題を抱えている、と具体化の難しさを認めています。

個人信用情報機関は、過剰融資を防止するために極めて重要な役割を持っていますが、ホワイト情報を交流することは、一部の多重債務問題のために大多数の健全利用者のプライバシーを無視することにもなりかねず、法の制定と合わせ慎重な検討が望まれます。

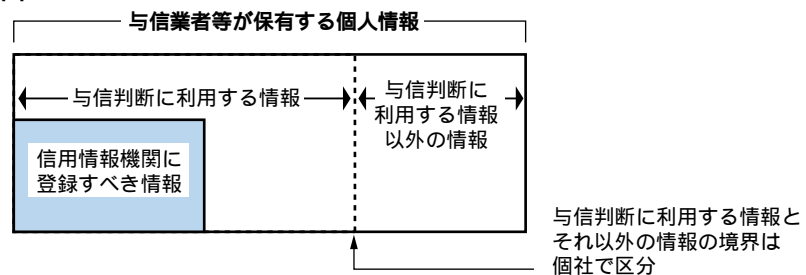
ホワイト情報の交流

業態を横断したポジティブ情報の交流のこと。

ポジティブ情報

支払い延滞などがない情報で、クレジット・ローンの利用情報のこと。ホワイト情報ともいう。

個人信用情報の概念図



出典：個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会中間報告書から抜粋

倫理綱領

社会的な常識・道徳を眼目にして定めた決まりごと。

全情連

倫理綱領

登録する情報は会員業者が与信判断に必要な最小限の事項にとどめる
会員の照会目的は与信判断の参考にする場合のみに限る
消費者の開示請求には応じる

情報の保有期間

実行情報は契約継続中および完済日から5年を超えない期間
延滞・長期延滞は発生日から5年を超えない期間
延滞解消・長期延滞解消は発生日から1年を超えない期間

5. 個人情報情報機関とプライバシー保護

プライバシー権と欧米諸国の動向

プライバシー権とは「私事、私生活を他人に知られたくない権利」「ひとりにしておいてもらう権利」などと定義され、かつてはどちらかと言えば、消極的・受動的な権利とされてきました。

その後、コンピュータが高度に発達し個人情報が大量に蓄積・処理されるようになって、プライバシー権の概念は、より積極的に解釈されて「自己に関する情報をコントロールする権利」が含まれるようになりました。

1980年にOECD(経済協力開発機構)は「プライ

バシー保護と個人データの国際流通についての**ガイドライン**に関する理事会勧告(「プライバシー保護8原則」)を採択し、プライバシー保護の基本原則を定め、これが国際基準となりました。

欧米諸国はこれらの基準に基づいて個人情報保護に関しての法律を制定しています。米国は「公正信用報告法」(1970年)、英国は「消費者信用法」(1974年)があります。個人情報保護に関しては、英国は「データ保護法」(1984年)、ドイツは「連邦データ保護法」(1977年)などを制定しています。

OECD

経済協力開発機構の略。1961年に発足した先進国を中心とする国際機構。本部はパリ。日本は1964年に加盟。

ガイドライン

政策当局が民間に対し遵守するように示すある種の提案・基準。

日本の現状

OECDの勧告を受けて日本政府は1982年、行政管理庁が「プライバシー保護研究会」を発足させ**収集制限 利用制限 個人参加 適正管理 責任明確化の5原則**をまとめました。

1988年に**国民生活審議会**消費者生活部会が「消費者取引における個人情報保護のあり方」の報告をまとめ、同年に「行政機関の保有する電子計算機処理に関わる個人情報の保護に関する法律」が制定されました。これは日本で、個人情報保護のために制定された初めての法律でした。

近年、情報通信の発達により個人情報の保護の必要性が高まり、法制化の動きが活発化しました。1994年、政府は「高度情報通信社会推進本部」を設置し、1998年に「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を策定しました。これに基づいて個人情報保護に関する検討部会が設置され「個人情報保護法」の制定に向けた議論が始まり、2001年3月に「個人情報保護法」として閣議決定され、2001年通常国会に提出されました。(関連P58)

国民生活審議会

法令に基づいて設置されている審議会。委員は内閣総理大臣が任命する。

OECDのプライバシー保護8原則

加盟国は、本勧告のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係る原則を、その国内法の中で考慮すること。

1 収集制限の原則	個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らせめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。
2 データ内容の原則	個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たなければならない。
3 目的明確化の原則	個人データの収集目的は、収集時より先遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しない、かつ目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。
4 利用制限の原則	個人データは、第9条により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。
5 安全保護の原則	個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示などの危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。
6 公開の原則	個人データに係る開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。
7 個人参加の原則	個人は次の権利を有する。 データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者から確認を得ること。 要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができること。
8 責任の原則	データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。